

○舟形町地域協働環境整備事業費補助金交付規程

平成29年 3 月31日

告示第40号

改正 平成30年 3 月31日告示第41号

令和 2 年 3 月31日告示第37号

令和 4 年 3 月30日告示第28号

令和 5 年 3 月31日告示第28号

令和 6 年 3 月29日告示第24号

令和 8 年 3 月25日告示第22号

(趣旨)

第1条 地域住民の自主的な意思により、地域の生活環境の保全を図るため、町内会が行う環境整備の事業に要する経費について、町は予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、舟形町補助金等交付規則（平成19年 3 月規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助の対象は、町内会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 地域住民の自主的な意思により、地域の生活環境の保全を図るため、町内会が環境整備する事業
- (2) 災害復旧にかかる前号の事業

2 前項に規定する事業が満たすべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 地域の公共の利益に資するもの。
- (2) 国、県、町、その他の団体による交付金及び補助金の対象外のもの。
- (3) 当該事業に関わる所有者及び利害関係者からの同意を得られるもの。ただし、所有者及び利害関係者が行うべき事業等は除く。
- (4) 当該事業の物件所有者が国、県、町などの団体でないもの。
- (5) 前年度と連続した事業でないもの。

(補助対象経費等)

第3条 前条の事業における補助金の交付の対象となる経費及び補助上限額は、別表に定める経費及び額とし、補助金の額は、当該経費の実支出額に10分の8を乗じて得た額

(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)と補助上限額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とし、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の10分の3を超える増減以外の変更とする。

2 規則第6条第1項の規定により補助事業等変更申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号を用いて、変更した部分ができるように記載すること)
- (2) 収支予算書(様式第2号を用いて、変更した部分ができるように記載すること)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する期日は、交付決定受領の日から10日を経過する日とする。

2 補助事業者は、規則第8条第1項により申請を取り下げようとするときは、前項に規定する期日までに交付申請取下げ届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、規則第14条の規定に基づく通知を受領した日から速やかに精算払

請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する請求書を受領した後、規則第15条に規定に基づき補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助金の8割までの額を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行し、令和9年3月31日をもって効力を失う。
（舟形町地域協働環境整備事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 舟形町地域協働環境整備事業補助金交付要綱（平成28年3月告示第14号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月31日告示第41号）

この規程は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第37号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第28号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第28号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第24号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表

補助対象経費	補助上限額
原材料費、重機借上料、その他町長が認める経費	規程第 2 条（1）の事業 20万円
	規程第 2 条（2）の事業 100万円